

## 南相馬市小高区商業施設条例施行規則

平成30年3月26日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市小高区商業施設条例(平成30年南相馬市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の公募を行うときは、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 商業施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 市が支払うべき管理の費用(以下「指定管理料」という。)に関する事項
- (6) 申請者の資格要件
- (7) 申請方法及び選定の基準
- (8) その他市長が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第3条 条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)は、指定管理者指定申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第10条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第5条 条例第13条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 商業施設の管理に関する事項
- (3) 指定管理料に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項

- (7) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

南相馬市小高区商業施設条例第10条第1項の規定に基づき、同施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 自主事業計画書
- 3 管理に関する業務の収支予算書
- 4 登記事項証明書及び定款の写し（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 5 法人その他の団体の経営状況等を説明する書類（直近2年分の財務諸表）
- 6 市町村税の納税証明書又は未納がないことの証明書
- 7 宣誓書